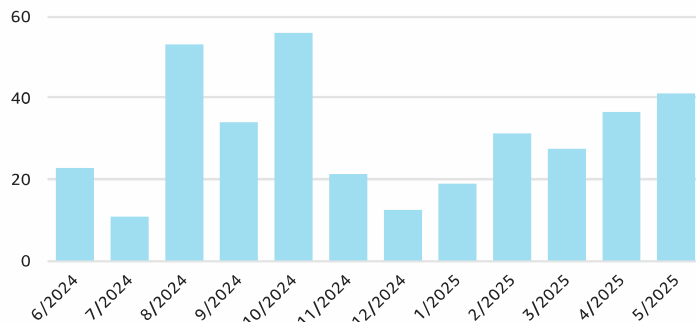


月間取引概要

月間売買代金	41,011,150円
月間売買高	426口
1日平均売買代金	2,050,558円

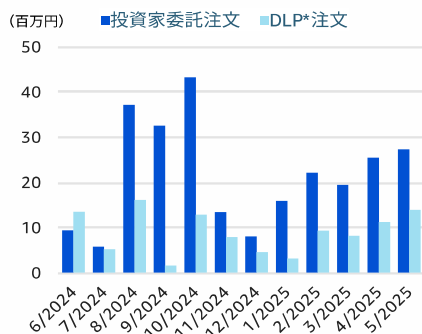
(百万円)

月間売買代金

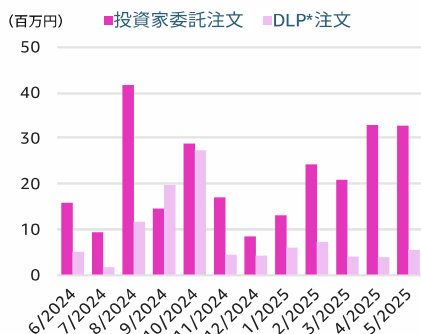


投資主体別取引状況

〈買い〉投資主体別 売買代金



〈売り〉投資主体別 売買代金



投資家委託注文 売買動向



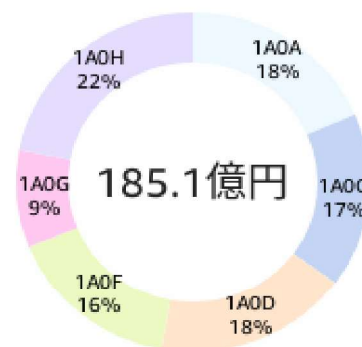
*DLP: (Designated Liquidity Provider) 指定流動性提供者

START取扱い銘柄情報 (2025/5)

STARTコード	取扱開始日	銘柄名 (略称)	月間売買代金	基準価格
1A0A	2023/12/25	KDXSTドーミーイン神戸元町	6,438,460円	97,010円
1A0C	2023/12/25	いちごRT芝公園・東新宿他4件	6,159,090円	99,010円
1A0D	2024/05/24	いちごRT西麻布・代々木他5件	7,461,590円	99,010円
1A0F	2024/09/06	KDXST名古屋栄ビル	10,174,010円	94,370円
1A0G	2024/09/18	トーセイST3市ヶ谷	9,849,000円	98,010円
1A0H	2024/10/25	いちごRT仲之町・小日向他5件	929,000円	102,890円

「基準価格」及び「START時価総額」は月末時点の数値です。

START時価総額



本資料は、情報提供を目的として大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が作成したものであり、取引の勧誘または推奨を目的としたものではありません。本資料に記載の情報は、過去の実績に基づくものであり、将来の結果を示唆又は保証するものではありません。本資料に記載の情報に関しては万全を期しておりますが、その正確性および完全性について保証するものではありません。本資料の情報の利用により生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いかねます。

商号等/ 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3328号
加入協会/ 日本証券業協会

当社START市場の取扱銘柄についてのご注意事項

当社の運営するSTART市場の取扱銘柄は、適用される売買制度や開示規制等は金融商品取引法等の規制を受ける点では共通しているものの、当社が独自に制定した規則に基づくものとなり、金融商品取引所が上場有価証券に対して実施している規制内容とは異なります。よって、当該銘柄の流動性等については、上場有価証券とは異なるリスクが存在します。また、証券会社ごとに注文の取次ぎが行える銘柄が異なる可能性があること、各取扱銘柄の識別にはISINコードまたは当社が独自に附番したSTARTコードが用いられることにもご注意ください。

STARTについて詳しくはこちら→<https://www.odx.co.jp/st/ja/>

【第6回START運営委員会】

清算決済TF・売買制度TFにおける
「ST貸借取引制度」及び「ST他社口座への移管手続き」
の検討状況に関する報告

2025年6月11日



【第1部】

ST貸借取引制度の検討結果の報告



1. 全体スケジュールと検討の進め方

■ 2025年6月迄に制度として施行、PF側のシステム対応が整い次第、実運用開始可能

項目	2024年					2025年						S T 貸 借 取 引 制 度 施 行
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
検討事項の共有・意見聴取												
法制面、契約関係に関する検討												
関係者との実運用面に関する検討						☆制度要綱の確定						
規程、契約書に関する検討										☆草案共有・確認 ☆確定版展開		
金融庁等への概要説明								☆中間報告		☆結果報告		

1. 前回TF以降の進捗状況

■ 制度ガイドライン、契約書類雛型の確定

- 前回までのTFにおける議論の収束を受け、以下について事務局にて草案を作成し、5月21日にメンバー各位に送付、意見聴取を実施（清算決済TF_別紙①～④参照）

- ✓ セキュリティトークン貸借取引の取扱いガイドライン

- ◆ 取引当事者間の契約、個別取引に係る標準的な仕様を定めたもの

（ただし、個別取引の実施にあたって当事者間の合意により修正・変更を可とする）

- ✓ セキュリティトークンの貸借取引に関する基本契約書（雛型）

- ✓ 「セキュリティトークンの貸借取引に関する基本契約書」付属覚書（雛型）

- ◆ いずれも参考様式として共有するもの

⇒ 5月30日までに特段の意見が無かったことから、「ST貸借取引制度要綱」（前回運営委員会にて報告済み）と併せ、確定。

2. 今後のスケジュール

■ 今後の検討等の予定

日付		位置付け	内容
5月中旬	TF（書面開催）	詳細検討	● ODXガイドライン・契約書雛型の草案の共有・確認 ● 意見照会の実施
6月上旬	TF（書面開催）	最終確認	● 意見を踏まえての修正後のガイドライン・契約書雛形（確定案）の共有・確認
6月	運営委員会（実開催）	報告	● 検討結果の報告
6月	金融庁・日証協	報告	● 検討結果の報告
7月以降	—	運用開始	● プラットフォーム側のシステム対応を待って、実運用可能

【第2部】

ST他社口座への移管手続きの検討状況



1. 議論要旨

■ 第7回（4月10日開催）

- オムニバス口座を経由した口座移管とするか、あるいは個人口座から個人口座へ直接移管とするか、第6回TFまでの議論においては最終的な合意が図られなかったことから、事務局から論点整理と検討の方向性を、PF運営各社よりシステム上の制約について説明。
- 議論の結果、以下の課題が共通認識となった。
 - ✓ 移管元と移管先での取得日の連携が、個人口座間の移管の場合よりオムニバス口座を経由する場合の方が、運用面、システム開発面共に負荷が高い。
 - ✓ 一般口座での同一銘柄の一部移管のケースを含めた場合、現状では複数のシステムが分散して稼働していることから、仕様の共通化は難易度が高く、結果としてシステム開発の負荷が大きくなる（特定口座の場合は、租税特別措置法の規定により同一銘柄の一部移管が認められていない）。

⇒ **本議論を踏まえ、事務局にて再度、PF運営各社と対応について協議したうえで、論点を整理し、再度TFメンバーへ下記の方向性にて意見照会を実施**

- ✓ 当面は一定のマニュアル運用を残した「個人BA⇒個人BA」の移管を対応の方針とすることでどうか
- ✓ 個人BAを証券会社間で連携するにあたり、一定のマニュアル操作が残る前提で、転記ミスを防止する方法を採ることでどうか
- ✓ 一般口座における口座移管について、当面の間、同一銘柄の一部移管を認めないことを各証券会社において合意することでどうか

（課題の整理と対応方針の詳細については、「清算決済TF_別紙⑤ST他社口座移管_対応方針」、「清算決済TF_別紙⑥ST他社口座移管_課題整理」を参照）

2. 今後のスケジュールと検討の進め方（予定）

- 以下のスケジュールにて引き続き検討を進め、2025年6月に全体フローの確定、2025年12月1日より運用開始を目指す。

時期	タスク	備考
2025年5月下旬	・これまでの議論を踏まえた主な論点の共有 ・移転方式に係る意見照会の実施	
2025年6月上旬	・移転方式（オムニバス口座⇒オムニバス口座 or 個人口座⇒個人口座）の最終案の提示	
2025年6月中旬～下旬	・移管フロー案、帳票様式（最終案）の共有と確認 ・口座移管ガイドライン（仮称）の共有と確認	
2025年6月中旬～下旬	・移管フロー案、帳票様式の確定 ・口座移管ガイドライン（仮称）の確定	
2025年7月以降	・金融庁への検討結果の報告 ・日証協への概要説明	・前タスク完了後
2025年9月	・運営委員会へ検討結果の報告	
2025年12月1日	・ST他社口座移管の運用開始（予定）	

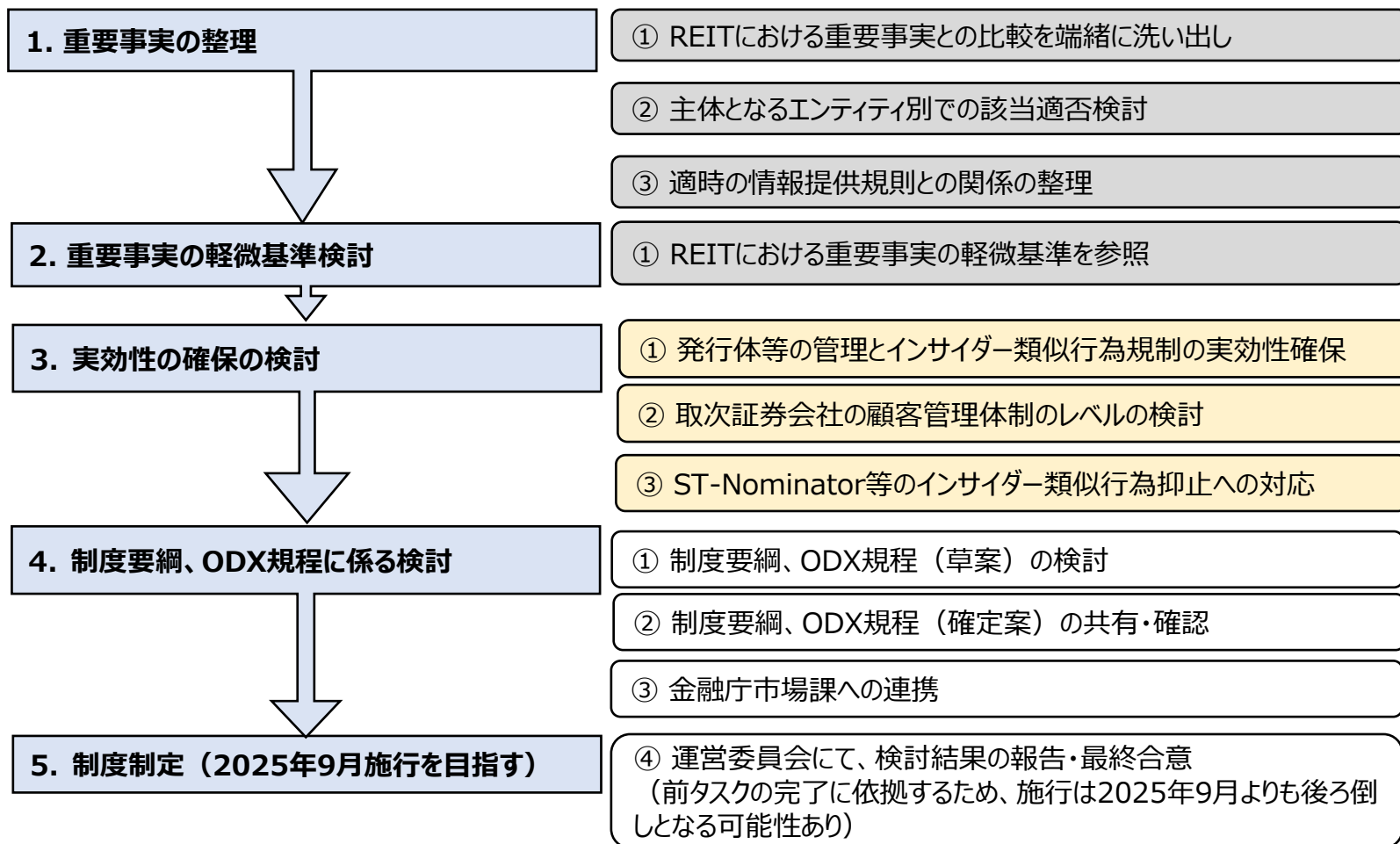
【第6回START運営委員会報告】

取扱制度タスクフォース

インサイダー類似行為への対応についての検討



1. 主な検討項目と検討の進め方（予定）



前回の委員会
報告以降のTF
における検討事
項

2. TFの要旨と議論のポイント

● 第6回（2025年4月14日開催）以降

■ 重要事実の定義の検討

- 重要事実の定義についての検討は概ね着地（詳細は、取扱制度TF_別紙①「【START】不動産ST重要事実一覧」を参照）
- 細部の詰めについては、後続のODX規程案検討時に実施予定

■ 実効性の確保の検討

- 発行体等への対応
 - ・ 不動産ST関係会社に対して、不動産ST関係者のインサイダー類似行為の未然防止のための社内体制整備に努めるよう推奨。
なお、体制の未整備や不備があっても原則として措置（公表等）は行わない。
 - ・ 不動産ST関係会社等の自己の計算によるインサイダー類似行為が発生した場合は、公表措置を取る可能性あり。
 - ・ 規程は新規に制定。
- 取引参加者への対応
 - ・ 当面の間、取引参加者側での顧客への直接的なインサイダー類似行為に係る対応（顧客が不動産ST関係者であるかのチェック等）は行わない。
 - ・ ODXによる本件の売買審査に関して、必要最低限の情報（発注日時、発注数量、発注者氏名、所属組織）の提供について協力要請。
 - ・ 規程は既存の規程を準用する方向。

■ ST-Nominatorへの対応

- 証券会社の該当部門がSTART取扱（取扱予定）銘柄に係る情報を他者に先んじて入手した場合には、既にインサイダー規制における上場会社の法人関係情報の取扱いと同等に管理されている。よって、特段の規則対応は不要と整理。

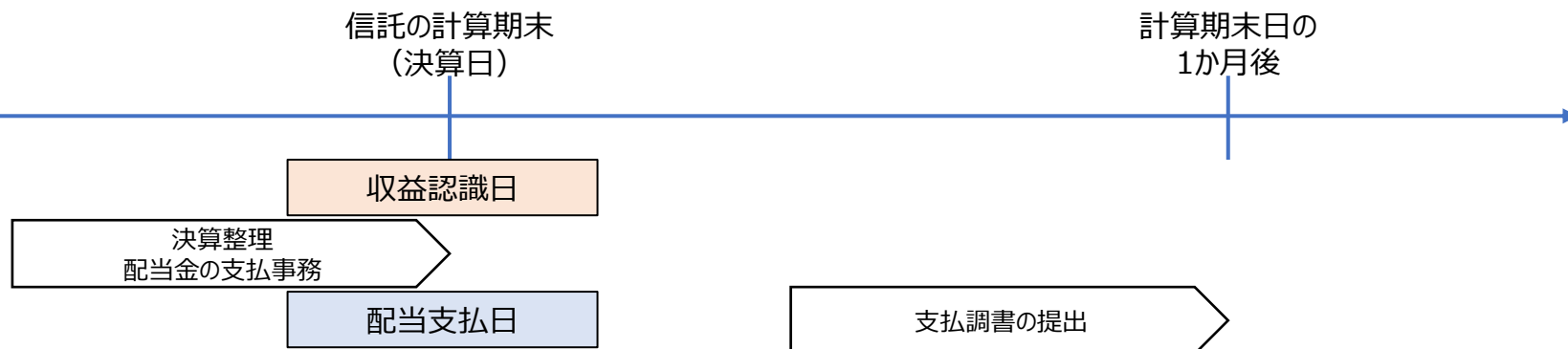
【第6回START運営委員会報告】

令和7年度税制改正及び 受益証券発行信託計算規則改正 に関する対応の検討

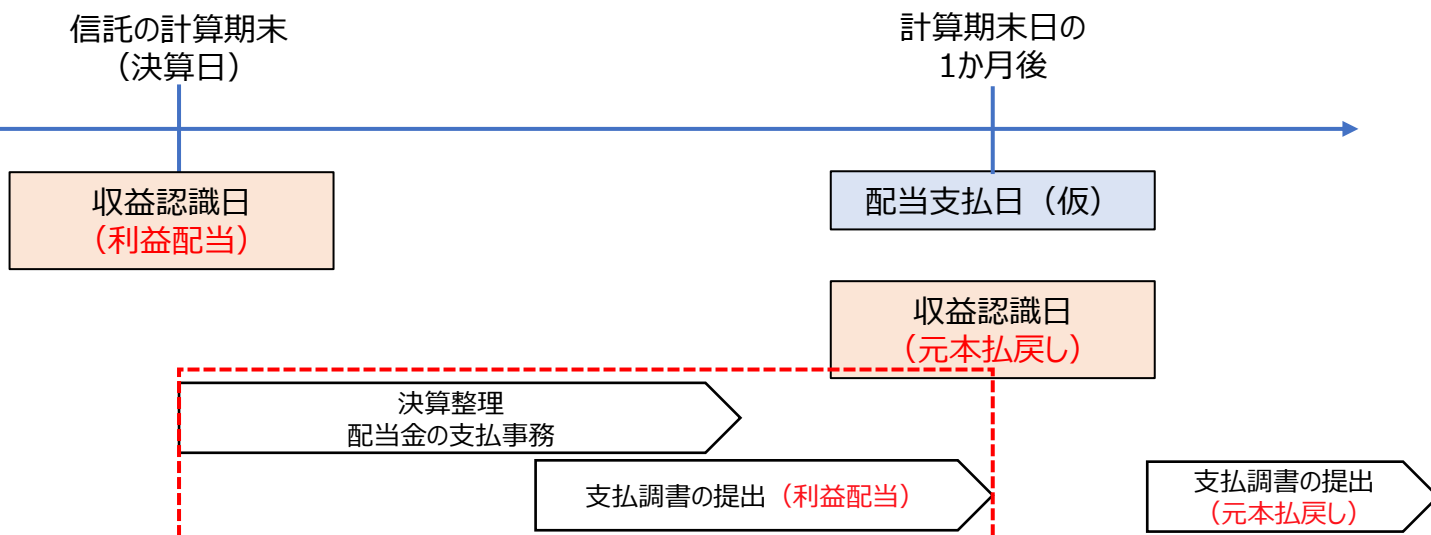


1. 改正による変更点概要

従前の取扱い



改正後 (2026/4~)



- ・本改正により元本払戻しが明確化され、配当が利益配当部分と元本払戻し部分に分かれる
- ・投資家の収益認識日は、利益配当→信託の計算期末、元本払戻し→配当支払日
- ・利益配当と元本払戻しの内訳、元本減少割合等の通知等が配当金の支払い事務に加わり、計算期末前に配当金の支払い事務を行うことは困難となることから、決算整理、配当支払い事務、（利益配当における）支払調書提出のフロー確認の必要あり

2. 議論の方向性

◎ 計算期日を月末、配当支払いを利益分配、元本払戻合わせて翌月末支払いと仮置きとした場合

① 分配金明細のAM→信託→証券への連携スケジュール（投資家への配当支払いの●営業日前までにそれぞれ連携されることが必要か） ←主要論点

② 計算期末の権利確定処理において、権利確定日に移転を発生の可否（売買停止が必要か、他の工夫があるか）

③ 信託契約等の各種契約、有価証券届出書記載内容の変更点の洗い出し

等につき、議論を行う

3. 今後の予定等

本件の検討については、「タスクフォース」を立ち上げ、以下のとおり検討を進めるものとする。

➤ **参加メンバー（15社）** ※五十音順

- ・ 発行体 : いちごアセット、ケネディクス、トーセイ、三井物産デジタル
- ・ 信託銀行 : SMBC信託、みずほ信託、三菱UFJ信託
- ・ 証券会社 : SMBC日興、SBI、大和、東海東京、野村
- ・ プラットフォーマー : BOOSTRY、Progmatt
- ・ 事務局 : ODX

各社の責任者および共有メンバーについて、リスト化して共有させていただきます。

➤ **スケジュール**

論点整理。

まずは、各社の業務フローおよびスケジュールの確認、その対応について検討を進める。

⇒ 第2四半期（9月末）までに対応の方向性を固める予定。